

交企秘政第44号  
平成27年7月2日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上賢二様

交野市長 黒田 実

2015年度自治体キャラバン行動に関する要望書について（回答）

2015年6月5日付で要望のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

# 「2015年度自治体キャラバン行動・要望書」について(回答)

## 要望項目

### 1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

(回答)

本市においては財政健全化計画を推進するなかにもあっても、大阪府からの権限移譲などの新たな業務の増加や災害対応などに伴う職場の状況や技術の継承などを踏まえ、平成26年度採用でも退職者を上回る新規職員を採用したところです。(人事課)

### 2. 国民健康保険・医療について

- ① 今年度から低所得者支援として全国で1700億円、大阪では150億円(大阪府談)が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある(=引下げられる)としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

(回答)

保険者支援金を保険料軽減のためにのみ充てることは、本市の財政状況を勘案すると困難であると考えますが、被保険者の皆様のご負担を少しでも軽減していけるように努めていきたいと考えております。

一般会計からの繰入につきましては、ルール分以外に法定外として毎年繰入を行っているところですが、保険料を引き下げるための過度な繰り入れは、国保加入者以外の市民にも国保へ負担を求めることとなりますので、慎重に検討する必要があると考えます。

条例減免の拡充に関しましては、本市の減免制度において、生活保護基準の1.5倍の額で実施しているとともに、母子世帯・障がい者等の加算も行っており、比較的

高水準で実施しておりますのでこれ以上の拡充は今のところ考えてはおりません。

一部負担金減免制度につきましては、国基準以外に、入院外でも認めております。

今後も減免制度につきましてホームページ、チラシなどで周知し、引き続き実施していきたいと考えております。（医療保険課）

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

(回答)

資格証明書の発行に際しましては、特別な事情がないか等十分調査し、負担の公平性の観点から法令に基づき交付を行っていききたいと考えております。

短期証の交付につきましては、窓口による交付ですが、保険証の更新期間を過ぎても更新に来ない世帯に対しては、未交付にならないよう有効期限内までに保険証を郵送しております。また、高校生世代までのこどもに対しても6カ月間の保険証を交付していますが、無保険状態にならないよう有効期限までに郵送しております。

滞納者に対する差押えについては法令を順守し、生活を困窮させるような差し押さえは行わず、納付相談に一向に応じない滞納者や財産があるにもかかわらず保険料を支払う意思のない滞納者に対して行っております。また、生活困窮状態に陥らないようきめ細かく聞き取りをし、生活困窮状態が判明した場合は滞納処分の停止をしております。

生活保護受給者に対しましては、滞納処分停止を行っております。（医療保険課）

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

(回答)

国や大阪府からの通知は、担当者の異動に関わらず常時供覧し、情報共有を図っております。（医療保険課）

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

(回答)

納付相談時に生活困窮のために保険料の支払いが困難な滞納者に対しましては、生活保護担当課に相談をするように働きかけをしています。また、生活保護担当課と連携し情報共有に努めております。債務整理などのアドバイスにつきましては、実情に応じて、市の法律相談や生活困窮者自立支援制度などをご紹介します。(医療保険課)

- ⑤ 今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

(回答)

これまでから、大阪府に対し激変緩和のための財政支援を求めてきたところですが、本市の場合、歳入に比べ、歳出が上回ることが予想されることから、今後も引き続き強く要望してまいります。(医療保険課)

- ⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(回答)

福祉医療助成に対するペナルティの廃止についても、引き続き要望してまいります。なお、このペナルティの部分につきましては、すでに一般会計からの繰入を行っております。(医療保険課)

- ⑦ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

(回答)

窓口対応の中で、実情に応じ案内を行ってまいります。(医療保険課)

- ⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。(和歌山市は半額助成)

(回答)

本市の財政状況から勘案しますと、新規の独自助成は厳しい状況でございますが、今後は近隣他市の状況、動向に注視してまいります。(医療保険課)

### 3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血

管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

特定健診につきましては、平成25年度より集団健診では検査項目を追加しました。また、個別健診では追加項目はありませんが、費用を無料といたしました。

これからも受診率向上のため、調査・研究を進めてまいります。(医療保険課)

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

本市におきましては、40歳から74歳までの本市国民健康保険加入者を対象に、特定健診とがん検診を同時に受診できることとしております。

がん検診等の内容充実につきましては、平成26年度から胃がん検診に加え、胃リスク検診(ピロリ抗体・ペプシノゲン検査)を実施しております。

がん検診の費用負担につきましては、受益者負担の観点から近隣の市町村の状況もふまえて有料で実施しておりますが、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に属する方には費用を免除しています。(健康増進課)

③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答)

本市でも、健診データや医療データの分析・評価は、重要であると考えており、平成27年6月現在、策定中のデータヘルス計画も近々完成することから、データの分析結果を十分活用した保健事業を進めてまいります。

また、データ分析により、糖尿病が比較的多いことが解ったことから、今年度は国の補助金を活用し、糖尿病の重症化予防事業と早期介入保険事業など実施する予定です。(医療保険課)

④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化すること、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答)

人間ドッグの助成につきましては、平成25年10月から実施しております。

助成金額については、特定健診受診者との公平性を考慮した設定としておりますが、自己負担額がかなり必要であることから、近隣市を参考にしながら検討してまいります。

脳ドック助成につきましては、まず、特定健診受診率の向上を最優先していること

から、今のところは考えておりません。(医療保険課)

- ⑤日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(回答)

休日健診につきましては、これまでから年に1回、実施してはいましたが、今年度は、年2回実施することといたしました。

出張健診につきましては、平成27年度においてモデル地区を選定し、実施する予定です。(医療保険課)

#### 4. 介護保険・高齢者施策について

- ① 第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと

(回答)

第6期介護保険料の基準額(月額)を5,090円、保険料段階区分を13段階とし、所得に応じた細かな段階区分を設け、保険料額の適正化を図っております。介護保険制度は、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みであり、制度を運営し維持するために、介護保険料の納入にご理解をお願いしているところでございます。

なお、従来より市独自軽減を実施しておりますが、一般会計からの繰入による低所得者保険料軽減を法施行分以外に実施することは、いわゆる国の3原則に基づき、現在のところ考えておりません。(高齢介護課)

- ② 総合事業への移行については改正法では条例により「平成29年度まで」に実施することが出来るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

(回答)

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成 29 年度からの実施を予定しております。  
新しい総合事業における事業費の単価、事業所の基準などの具体的な内容につきましては、今後、検討してまいります。サービス利用者に混乱が生じることのないよう、利用状況等を踏まえた中でサービスの運営方法等を検討してまいりたいと考えております。(高齢介護課)

- ③ 8 月からの利用料引き上げ(利用料 2 割化、補足給付の改悪)については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

(回答)

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ介護保険制度の持続可能性を存続させるという趣旨に基づいた国の制度改正であり、市単独での対応は、現在のところ考えておりません。

引き続き、大阪府市長会を通じて、介護保険料や費用負担の増大を抑えるための抜本的な制度改正につきまして、要望してまいります。(高齢介護課)

- ④ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

熱中症予防といたしましては、市役所などの公共施設にて開所時間内で涼んでいただくほかに、市内の福祉施設や小学校等の協力のもと、市内 54 箇所に「涼み処」を設置し、7 月 1 日から 9 月 30 日までの間、冷房が効いた施設の開放を行っております。なお、クーラー導入費用や電気料金等に対する個人給付に関しましては、現在のところ考えておりません。(高齢介護課)

## 5. 障害者の 65 歳問題について

- ① 介護保険第 1 号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について 平成 19 年 3 月 28 日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成 27 年 2 月 18 日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

(回答)

障がい特有の状態によって、障がい福祉サービスの利用ニーズがある場合につきましては、厚生労働省通知を踏まえた柔軟な支給決定を行っております。

また、在宅の障がい者で市が適切と認める支給量の確保が、介護保険における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を上回るために利用が困難な場合につきましても、障がい福祉サービスによる自立支援給付の支給決定を行っているところです。(障がい福祉課)

- ② 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。

(回答)

障害者総合支援法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法による保険給付が優先されることとなっておりますことから、65歳になられる前から障がい福祉サービス利用者に対して、利用料金も含めて介護保険制度の説明を十分に行い、ご理解を得た上で介護認定申請を行っていただいております。

介護保険制度における自己負担額は、一律1割負担となっていることから、住民税非課税世帯の利用料無料につきましては、介護保険及び障がい福祉の両制度自体の改正等により対応されるべきものと考えられますことから、現在のところ市単独での対応は考えておりません。(障がい福祉課)

## 6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

社会福祉法第15条並びに同法第16条の規定にもとづき、適正な実施体制の確保のため、人事当局へ働きかけております。

ケースワーカーについては、「社会福祉士有資格者」の職員で対応しております。研修体制についても、国の開催するケースワーカー研修(国補助対象)に、東京まで職員を派遣し体制強化を図っております。

また、国の交付金を利用し面談相談員も1名配置してきめ細やかな窓口での対応を心がけ人権に配慮した対応を心掛けていきます。(生活福祉課)

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答)

「生活保護のしおり」は、対象者が理解しやすいよう今年度内容を検討し変更しました。申請書につきましては、相談時に適切に対象者に配布して説明をしております。(生活福祉課)

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

(回答)

申請時には、相談者の生活実態や申請の意思を確認し、違法な指導はしていません。就労指導につきましては、年齢、傷病及び医師の診断等を十分に考慮し適切に就労指導を行っております。また、仕事の場の確保につきましては、市関係部局及び市内各事業所と連携をとりながら確保に努めるとともに、生活保護受給者等就労自立促進事業活用プログラムとして、枚方公共職業安定所(ハローワーク)と連携し適切に行っております。(生活福祉課)

④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答)

通院に必要となる移送費は、傷病に対する必要な医療受診の確立を図ることへつながり、安定した自立生活を営むための支援であると考えおりますので、適切に支給をしています。

また、就職活動に係る移送費についても受給者の自立を支援するために必要であると考えておりますので、適切に支給しております。

移送費については、「しおり」に明記しております。(生活福祉課)

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

(回答)

休日、夜間等の急病等の受診につきましては、平成26年5月から「生活保護受給者証」を発行し、対応しております。「通院医療機関等確認制度」につきまして導入は考えておりません。(生活福祉課)

- ⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回答)

自動車の保有につきましては、生活保護法等に照らし合わせて、ケース診断会議等で慎重に審査し、保有の可否を適切に決定しております。(生活福祉課)

- ⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

警察官 OB について生活福祉課にては配置はしておらず、また、ホットラインについても、実施はしていない状況でございます。(生活福祉課)

- ⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(回答)

介護扶助については生活保護受給者に対しまして自己負担の強要はしておりません。またケースワーカーがケアプランへの不当な介入や指導は行っておりません。(生活福祉課)

## 7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1)全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2)1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3)930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答)

子ども医療費助成制度につきましては、大阪府の補助要綱に基づき取り組んでおりますが、大阪府の制度に先行し、段階的に医療費の対象年齢等の拡充を図っており、本年7月からは、入院・通院にかかる助成対象年齢を中学3年生修了まで拡充を行います。また助成内容につきましては、通院及び入院とも所得制限なしの現物給付となっております。

今後におきましても、府に対しては対象年齢の更なる拡充等を、また国に対してはこども医療費の市制度を国の制度として創設するよう要望を行うとともに、子育て支援に関する国・府の動向に注視しながら、本市の財政状況等も踏まえ、同制度のあり方等について検討してまいります。(子育て支援課)

- ② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(回答)

妊婦健診の補助につきましては、平成26年度から14回、総額10万円に引き上げ実施しています。また、里帰り出産など他府県での健診にも償還払いで対応しています。  
(健康増進課)

- ③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみる。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

適用条件につきましては、就学援助認定所得基準額は生活保護基準により定めており、本市では生活保護基準1.0倍としております。しかし、基準額に教育扶助、期末一時を加算すると共に、ひとり親加算や障がい者加算等、世帯状況に応じた加算措置は別途設定しております。

また、就学援助の審査においては、世帯所得にて判定を行っております。

持家一借家の基準につきましては、持家は、その所有者の資産となりますことから、生活保護基準における住宅扶助の分、認定基準を別に設けている次第です。

手続きにつきましては、申請者の利便性、及び世帯の事情を考慮し、各学校または教育委員会にて申請の受付を行っております。

就学援助の認定審査にあたっては、申請年度の前年中の所得で審査を行っており、その所得が確定する時期が6月であることから、確定した所得をもって一括で審査を行うことで支給開始時期に開きが生じないためにも、従来どおりの4月以降の申請が妥当であるものと考えております。

平成27年度の認定基準額においては、国より、生活保護基準額の見直し、他制度へ影響を及ぼさないように求める旨の要請がなされたことも踏まえ、生活保護基準引き下げ分については適用せず、平成26年度と同様の認定基準額としております。その平成26年度認定基準額も引き下げ分の適用をしていないことから、生活保護基準引き下げに伴う影響はないものと考えております。(学校管理課)

- ④ 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

(回答)

これらの家賃補助制度は、若い世代や子育て世代の支援と、市の活性化のきっかけとして寄与する面もあると考えますものの、現時点では、市の個性や強みを打ち出しながら、地域での世代や団体を越えた支えあいによるセーフティーネットの構築などにより、若い世代や子育て世代の支援に努めてまいりたいと考えております。(秘書・政策企画課)

「こども手当」は3歳未満の児童の場合は月額15,000円、3歳以上小学校修了前までの場合、支給要件児童を上から数えて3人目以降であれば15,000円、それ以外は10,000円、中学生の場合は10,000円を支給しております。なお、所得制限額以上の場合は年齢に関わらず一律5,000円の支給となります。

「こども手当」に関して独自に交野市が拡充する予定はありませんが、本市の特色を生かしながら子育て施策の充実に取り組みたいと考えています。（子育て支援課）

- ⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス(業者弁当)方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査(三食食べているか、何を食べているのか等)を行い、その結果必要であればモーニングサービス(パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの)の導入を検討すること。

(回答)

本市において、学校給食の自校方式につきましては、各学校に施設を設ける必要から、費用面および学校敷地面積の制約等もあり、現状のセンター方式を継続する方針で、現在、新給食センターの建設を行っているところです。

このような中、本市では、中学校給食につきましては、既に昭和43年より完全給食・完全喫食を実施しているところです。

小学校・中学校の子どもへの食事調査につきましては、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果により朝食の喫食状況を一定把握しているところです。さらに詳細な調査の実施の必要性の有無につきましては、今後検討を進めてまいりたいと考えております。（学校給食課）

- ⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

(回答)

ひとり親家庭(シングルマザー世帯)に対する生活支援施策としましては、大阪府の補助要綱に基づく医療費助成制度や、国の児童扶養手当制度があります。今後におきましても、国や府と協力しながら、ひとり親家庭の生活支援の充実に向けてまいりたいと考えております。（子育て支援課）

- ⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること

(回答)

少子化により、幼稚園児数は減少傾向にあり、保育所の待機児童の減少も予測される中、本市の公立幼稚園、保育所については、今後の状況を見定めた上で、平成19年8月に策定された「民間活力の導入に関する基本方針」等をもとに見直し、検討していく予定です。（こども園課）